

〇〇土地改良区個人情報保護に関する規程(例)の新旧対照表

アンダーライン部が改正部分

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">〇〇土地改良区個人情報保護に関する規程(例)</p> <p>(第三者提供の制限及び共同利用) 第14条(略) 2(略) 一(略) 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三～四(略) 3(略) 4 本土地改良区は、保有する個人データを法第23条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。<u>ただし、土地改良区の賦課・徴収に関する事項を含む保有個人データについて共同利用する場合は、あらかじめ本人に通知するとともに、公表するものとし、本人から共同利用を行ってほしくない旨の申出があつた場合は共同利用を行わないものとする。</u> <u>また、共同利用に当たっては、共同利用する者との間で「個人情報の共同利用に関する協定書」の締結などの措置を講ずるものとする。</u> なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。 一 <u>都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合との共同利用</u> 一 <u>(一) 共同利用する個人データの項目</u> 氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項 二 <u>(二) 共同利用する者の範囲</u></p>	<p style="text-align: center;">〇〇土地改良区個人情報保護に関する規程(例)</p> <p>(第三者提供の制限及び共同利用) 第14条(略) 2(略) 一(略) 二 <u>人(法人を含む。)</u>の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三～四(略) 3(略) 4 本土地改良区は、保有する個人データを法第23条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。 なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名称は次のとおりとする。 一 共同利用する個人データの項目 氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項 二 共同利用する者の範囲</p>

〇〇県、〇〇土地改良区連合及び〇〇農業協同組合

(三) 共同利用する者の利用目的
県営〇〇事業により地域農業の振興を図るため

(四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
〇〇土地改良区 個人情報保護管理者 〇〇課長

二 農地中間管理機構との共同利用

(一) 共同利用する個人データの項目
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項

(二) 共同利用する者の範囲
〇〇県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）

(三) 共同利用する者の利用目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

(四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
〇〇土地改良区 個人情報保護管理者 〇〇課長

5 (略)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第15条 (略)

一～三 (略)

四 前条第4項に規定する共同利用に関する事項

五～六 (略)

2～4 (略)

(苦情の処理)

第22条 (略)

2 前項の目的を達成するために、苦情の適切かつ迅速な処理は、個人情報保護管理者 (又は〇〇課長) が担当するものとする。

〇〇県、〇〇農業委員会、〇〇土地改良区連合、〇〇農地中間管理機構及び〇〇農業協同組合

三 共同利用する者の利用目的
県営〇〇事業、農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

四 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
〇〇土地改良区 個人情報保護管理者 〇〇課長

5 (略)

(保有個人データに関する事項の公表等)

第15条 (略)

一～三 (略)

四 前条第4項及び第5項に規定する共同利用に関する事項

五～六 (略)

2～4 (略)

(苦情の処理)

第22条 (略)

2 前項の目的を達成するために、苦情の適切かつ迅速な処理は、個人情報保護責任者 (又は〇〇課長) が担当するものとする。

(法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応)

第23条 (略)

一～五 (略)

六 関係行政機関への報告

次の事項に該当する場合には、事実関係及び再発防止策等について、直ちに、個人情報保護委員会に報告するものとする。

(一) 土地改良区が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損

(二) (略)

なお、個人情報保護委員会に報告した場合には、その旨〇〇県及び〇〇農政局に報告する。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

別記 (第9条第2項関係)

組織的安全管理措置	1～2 (略) 3 (略) ・ <u>個人情報データベース等の削除・廃棄の状況</u> 4 (略)
以下 (略)	

別表 (第21条関係)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第16条第1項 (保有個人データ等の開示の <u>請求</u>)	(略)	(略)	(略)

(注) ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示等の請求を

(法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応)

第23条 (略)

一～五 (略)

六 関係行政機関への報告

次の事項に該当する場合には、事実関係及び再発防止策等について、直ちに、個人情報保護委員会に報告するものとする。

(一) 土地改良区が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損

(二) (略)

なお、個人情報保護委員会に報告した場合には、その旨〇〇県及び〇〇農政局に報告する。

附 則

この規程は、平成29年〇月〇日から施行する。

別記 (第9条第2項関係)

組織的安全管理措置	1～2 (略) 3 (略) ・ <u>個人データベース等の削除・廃棄の状況</u> 4 (略)
以下 (略)	

別表 (第21条関係)

	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
第16条第1項 (保有個人データ等の開示の <u>求め</u>)	(略)	(略)	(略)

(注) ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示の求めを行

行った者が同意した場合に限る。

った者が同意した場合に限る。

参考資料

〇〇土地改良区個人情報保護に関する規程(例)の様式例

【関係様式等一覧】

1. 個人情報データベース等台帳（参考様式）（第8条関係）
2. 保有個人データの共同利用（第14条第4項関係）
（参考様式1）個人情報共同利用に関する協定書例
（農地中間管理機構の場合）
（参考様式2）個人情報共同利用に関する本人への通知例
（農地中間管理機構の場合）
3. 別紙1 保有個人データ開示等請求書（第20条関係）
＜第15条第2項 第16条第1項＞
4. 別紙2 保有個人データの訂正・利用停止等請求書（第20条関係）
＜第17条第1項 第18条第1項＞
5. 委任状（別紙1及び2に係る代理人による請求の場合）
（第20条関係）
6. 回答様式 1 保有個人データの開示請求に対する通知
（第20条関係）
7. 回答様式 2 保有個人データの訂正等の通知（第20条関係）
8. 回答様式 3 保有個人データの利用停止等の通知（第20条関係）
9. 公表記載例 保有個人データに関する事項の公表等について
（第15条関係）

参考資料

〇〇土地改良区個人情報保護に関する規程(例)の様式例

【関係様式等一覧】

1. 個人情報データベース等台帳（参考様式）（第8条関係）
（新設）
2. 別紙1 保有個人データ開示等請求書（第20条関係）
＜第15条第2項 第16条第1項＞
3. 別紙2 保有個人データの訂正・利用停止等請求書（第20条関係）
＜第17条第1項 第18条第1項＞
4. 委任状（様式1及び2に係る代理人による請求の場合）
（第20条関係）
5. 回答様式 1 保有個人データの開示請求に対する通知
（第20条関係）
6. 回答様式 2 保有個人データの訂正等の通知（第20条関係）
7. 回答様式 3 保有個人データの利用停止等の通知（第20条関係）
8. 公表記載例 保有個人データに関する事項の公表等について
（第15条関係）

<p><u>10.</u> 例示 委託契約締結時に規定する必要のある条文 (第11条関係)</p> <p><u>11.</u> 報告様式 個人データの漏えい等事案の報告について (第23条関係)</p> <p>① 個人情報保護委員会用 ② 都道府県・農政局用</p>	<p><u>9.</u> 例示 委託契約締結時に規定する必要のある条文 (第11条関係)</p> <p><u>10.</u> 報告様式 個人データの漏えい等事案の報告について (第23条関係)</p> <p>① 個人情報保護委員会用 ② 都道府県・農政局用</p>
<p><u>1. 個人情報データベース等台帳 (参考様式) (第8条関係)</u> <u>削除</u> 以下 (略)</p>	<p>(新設) <u><参考・第8条></u> 以下 (略)</p>
<p><u>2. 保有個人データの共同利用 (第14条第4項関係)</u></p> <p><u>(参考様式1) 個人情報の共同利用に関する協定書例</u> <u>(農地中間管理機構の場合)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>個人情報の共同利用に関する協定書</u></p> <p><u>〇〇土地改良区 (以下「甲」という。) と〇〇県農地中間管理機構 (以下「乙」という。) は、甲の組合員 (以下「本人」という。) の個人データについて、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第23条第5項第3号に基づき共同利用するに当たり、適切な管理を行うため、次の事項を確認し、本協定書を締結する。</u></p> <p><u>1 共同して利用する個人データの項目</u> <u>土地原簿、組合員名簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている次の事項</u></p> <p>① <u>氏名</u> ② <u>住所</u> ③ <u>所有地及び貸借地の情報</u> ④ <u>賦課金額</u> ⑤ <u>徴収金額</u> ⑥ <u>徴収未済額</u> ⑦ <u>延滞利息</u> ⑧ <u>過怠金</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

2 共同して個人データを取り扱う者
本人の個人情報を乙において取り扱う者の範囲は、次の者とする。

① 乙の役職員

② 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会の職員又は委員（農地利用最適化委員を含む。）

3 共同して利用する個人データに係る土地の範囲
農地中間管理権の設定について、農用地等の所有者から申出があった土地に係る個人データ

4 共同して利用する目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

5 共同して利用する個人データの管理に責任を有する者の氏名又は名称

甲の責任者 個人情報保護管理者 ○○課長

乙の責任者 個人情報保護管理者 ○○課長

6 損害賠償
乙から本人の個人データが遺漏・流出したときは、乙は直ちに甲に報告するものとし、乙の故意過失にかかわらず、乙は甲に対し、甲に生じたすべての損害を賠償する責任を負うものとする。

以上、本協定書の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上各1通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○土地改良区
理事長 ○○ ○○

乙 住所 ○○○○○○○○○○
氏名 ○○県農地中間管理機構

理事長 ○○ ○○

(参考様式2) 個人情報の共同利用に関する本人への通知例
(農地中間管理機構の場合)

(新設)

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号の規定に基づき、下記のとおり、農地中間管理機構（○○県農業公社）と共同利用しますので通知します。なお、当該共同利用を行ってほしくない場合は、平成○○年○○月○○日までに本土地改良区までご連絡願います。

記

- 1 共同利用する個人データの項目
組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項
- 2 共同利用する者の範囲
農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）
- 3 共同利用する者の利用目的
土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため
- 4 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
○○土地改良区 個人情報保護管理者 ○○課長

- (注) 1 本紙は、土地改良区が保有する個人データを共同利用する場合、あらかじめ、
- ① 農地中間管理事業の地元説明会で組合員に配布
 - ② 組合員に対して「賦課金通知書」を送付する機会に併せて通知

<p>③ <u>組合員に配布する広報誌に本紙の内容を記載するなど適切に行うものとする。</u></p> <p>2. <u>本紙による組合員への通知とともに、共同利用に関する事項について、土地改良区の掲示場に掲示するなど、本人の知り得る状態に置くよう措置するものとする。</u></p>	
<p>3. <u>別紙1 保有個人データ開示等請求書（第20条関係）</u> *第15条第2項（保有個人データの利用目的の<u>求め</u>） *第16条第1項（略） 以下（略）</p>	<p>（参考・別紙1 保有個人データ開示等請求書（第20条関係）） *第15条第2項（保有個人データの利用目的の<u>請求</u>） *第16条第1項（略） 以下（略）</p>
<p>4. <u>別紙2 保有個人データの訂正・利用停止等請求書（第20条関係）</u> *第17条第1項（保有個人データの訂正等の<u>請求</u>） *第18条第1項（保有個人データの利用停止等の<u>請求</u>） 以下（略）</p>	<p>（参考・別紙2 保有個人データの訂正・利用停止等請求書（第20条関係）） *第17条第1項（保有個人データの訂正等の<u>求め</u>） *第18条第1項（保有個人データの利用停止等の<u>求め</u>） 以下（略）</p>
<p>5. <u>委任状（別紙1及び2に係る代理人による請求の場合）</u> （第20条関係） 以下（略）</p>	<p>（参考・様式1及び2に係る代理人による請求の場合） 以下（略）</p>
<p>6. <u>回答様式1 保有個人データの開示請求に対する通知</u> （第20条関係） 以下（略）</p>	<p>（参考・回答様式 1） 以下（略）</p>
<p>7. <u>回答様式2 保有個人データの訂正等の通知（第20条関係）</u> 以下（略）</p>	<p>（参考・回答様式 2） 以下（略）</p>
<p>8. <u>回答様式3 保有個人データの利用停止等の通知（第20条関係）</u> 以下（略）</p>	<p>（参考・回答様式 3） 以下（略）</p>
<p>9. <u>公表記載例 保有個人データに関する事項の公表等について</u> （第15条関係） 保有個人データに関する事項の公表等について</p>	<p>（参考・公表記載例） 保有個人データに関する事項の公表等について</p>

本土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

平成 年 月 日
〇〇土地改良区

1～4 (略)

5 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。

① 都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合との共同利用

ア 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

イ 共同利用する者の範囲

〇〇県、〇〇土地改良区連合及び〇〇農業協同組合

ウ 共同利用する者の利用目的

県営〇〇事業により地域農業の振興を図るため

エ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

〇〇土地改良区 個人情報保護管理者 〇〇課長

② 農地中間管理機構との共同利用

ア 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地原簿、賦課金台帳及び賦課金徴収原簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徴収に関する事項

イ 共同利用する者の範囲

〇〇県農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）

ウ 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地中間管理事業により地域農業の振興を図るため

エ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

〇〇土地改良区 個人情報保護管理者 〇〇課長

6 保有個人データに関する本人からの次に掲げる請求等を行う場

本土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

平成 年 月 日
〇〇土地改良区

1～4 (略)

5 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。

① 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

② 共同利用する者の範囲

〇〇県、〇〇農業委員会、〇〇土地改良区連合、〇〇農地中間管理機構及び〇〇農業協同組合

③ 共同利用する者の利用目的

県営〇〇土地改良事業、農地中間管理事業、〇〇施設の維持管理その他の地域農業の振興のため

④ 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称

〇〇土地改良区 個人情報保護管理者 〇〇課長

6 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合

<p>合の手続及び手数料</p> <p>① 保有個人データに関する<u>請求等の種類</u> 利用目的の通知の求め、<u>開示の請求</u>、内容の訂正、追加又は 削除の<u>請求</u>、<u>利用の停止</u>、<u>消去又は第三者への提供の停止の請</u> <u>求</u></p> <p>② 保有個人データの開示等を行う場合の手続 開示等の<u>請求</u>を行う旨及び<u>開示等</u>の内容を記載した書面を本 土地改良区理事長へ提出して下さい。</p> <p>③ 手数料 別表のとおりとします。 ただし、これによりがたい場合は実費を徴収します。</p> <p>7 (略)</p> <p>(注) 「<u>5 共同利用に関する事項</u>」については、<u>共同利用する</u> <u>個人データの項目や共同利用する者の範囲等</u>に応じて<u>適宜追</u> <u>加削除するものとする。</u></p>	<p>の手続及び手数料</p> <p>① 保有個人データに関する<u>求めの種類</u> 利用目的の通知の求め、<u>開示の求め</u>、内容の訂正、追加又は 削除の<u>求め</u>、<u>利用停止又は消去の求め</u>、<u>第三者提供の停止の求</u> <u>め</u></p> <p>② 保有個人データの開示等を<u>求める場合</u>の手続 開示等の<u>求め</u>を行う旨及び<u>求め</u>の内容を記載した書面を本土 地改良区理事長へ提出して下さい。</p> <p>③ 手数料 別表のとおりとします。 ただし、これによりがたい場合は実費を徴収します。</p> <p>7 (略)</p>
<p><u>1 0. 例示 委託契約締結時に規定する必要がある条文</u> (第 1 1 条関係)</p> <p>以下 (略)</p>	<p><u><例示 委託契約締結時に規定する必要がある条文></u></p> <p>以下 (略)</p>
<p><u>1 1. 報告様式 個人データの漏えい等事案の報告について</u> (第 2 3 条関係)</p> <p>① (略) ② 都道府県・<u>地方農政局用</u></p> <p>以下 (略)</p>	<p><u><参考・報告様式></u></p> <p>① (略) ② 都道府県・<u>農政局用</u></p> <p>以下 (略)</p>